

議案第27号

佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例及び佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正について

佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例及び佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例及び佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例
(佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例(令和元年佐野市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「給与条例」という。)の次に「第7条の4に規定する第2種初任給調整手当及び」を加え、「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第17条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定により通勤に係る費用弁償の支給を受ける職員のうち、給与条例第10条第1項第2号又は第3号に規定する通勤手当の支給要件に該当する職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤に係る費用弁償の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤に係る費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤に係る費用弁償で駐車場等に係るもの 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 通勤に係る費用弁償で前号に掲げるものを除いたもの 前2項

の規定による額

(佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年佐野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「診療所医師である会計年度任用職員にあつては、」を削り、「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

会計年度任用職員の報酬の規定を改め、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第27号参考資料

佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(報酬)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、各会計年度任用職員について第3条から前条までの規定を適用して決定した額に佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号。以下「給与条例」という。）第9条第1項から第3項までに規定する地域手当に相当するものとして規則で定める額を加算した額（診療所医師である会計年度任用職員（以下本則中「医師」という。）にあっては、給与条例第7条の3に規定する<u>初任給調整手当</u>及び第9条第4項に規定する地域手当に相当するものとして規則で定める額を加算した額）をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の「基準月額」とは、各会計年度任用職員について第3条から前条までの規定を適用して決定した額に佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号。以下「給与条例」という。）<u>第7条の4に規定する第2種初任給調整手当</u>及び第9条第1項から第3項までに規定する地域手当に相当するものとして規則で定める額を加算した額（診療所医師である会計年度任用職員（以下本則中「医師」という。）にあっては、給与条例第7条の3に規定する<u>第1種初任給調整手当</u>及び第9条第4項に規定する地域手当に相当するものとして規則で定める額を加算した額）をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項の規定により通勤に係る費用弁償の支給を受ける職員のうち、給与条例第10条第1項第2号又は第3号に規定する通勤手当の支給要件に該当する職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤に係る費用弁償の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤に係る費用弁償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p>

<p>4 前3項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、通勤に係る費用弁償の返納その他の通勤に係る費用弁償に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(1) <u>通勤に係る費用弁償で駐車場等に係るもの</u> <u>支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u> (2) <u>通勤に係る費用弁償で前号に掲げるものを除いたもの</u> <u>前2項の規定による額</u> 5 前各項に定めるもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定、通勤に係る費用弁償の返納その他の通勤に係る費用弁償に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	--

佐野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

現 行	改 正 案
<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年佐野市条例第41号）第6条及び第16条の規定により定める報酬の額（<u>診療所医師である会計年度任用職員にあっては、基準月額に初任給調整手当に相当する額は、加算しない。</u>）に限る。））の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上1年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬の額（佐野市会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年佐野市条例第41号）第6条及び第16条の規定により定める報酬の額（基準月額に<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当に相当する額は、加算しない。</u>）に限る。））の5分の1以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p>